議案第６号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年１月29日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　町長等の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。	（期末手当） 第４条　町長等の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

第２条　三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　町長等の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。	（期末手当） 第４条　町長等の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。
２　第１条の規定による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年12月１日から適用する。
（期末手当の内払）
３　第１条の改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の改正前の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、算定される期末手当に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。